

防火対象物の区分

(消防法施行令第3条)

防火対象物	甲種防火対象物			乙種防火対象物	
	特定防火対象物		非特定防火対象物	特定防火対象物	非特定防火対象物
用途	養護老人ホーム等 (※)	店舗、飲食店等	学校、事務所等	店舗、飲食店等	学校、事務所等
	延べ面積	全て	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満

※養護老人ホーム等とは …… 防火対象物の用途で、6項口又は16項イで6項口を含むもの